

これでフォローアップもばっちり!



今すぐ確認!

今すぐ確認!

消費税 軽減税率制度 対策



消費税 軽減税率制度 対策



●改めて、軽減税率制度への対応状況を確認しましょう

2019年10月1日に消費税率が10%に引き上げられるとともに、飲食料品などの税率を8%とする軽減税率制度が導入されました。

軽減税率制度の導入により、消費税率ごとに分けた帳簿の作成や区分記載請求書・領収書の発行のほか、税率の異なる商品の価格表示や陳列方法に注意するなどの様々な対応が必要となりました。また、消費税率の引上げにより、事業者は消費マインドの冷え込みや価格転嫁を行えなかったことなどによる利益の減少といった影響を避けるためにも、価格転嫁対策が引き続き重要となります。

本小冊子では、軽減税率制度の注意点や間違いやすい点など、主なチェックポイントをわかりやすく解説することで、改めて制度のフォローアップ対策としてご活用いただける内容となっています。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては本冊子をご活用いただき、軽減税率制度への対応状況を確認いただくことで、今後の経営の一助にしていだければ幸いです。

●ご相談は、最寄りの商工会議所へ

全国の商工会議所では、消費税率引上げ・軽減税率制度導入後の顧客対応や経理処理をはじめ、事業者の皆様の経営に関する様々なご相談に対応しています。是非、最寄りの商工会議所にご相談ください。

最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

今すぐ確認！ 消費税軽減税率制度対策

目次

● 売場でのチェックポイント	P3
● 事務所でチェックポイント	P5
● 消費税の仕組み	
そもそも消費税ってどんな仕組み？	P7
● 軽減税率の注意点	
標準税率が適用される「外食」とは？	P9
どんなものが「一体資産」にあたるの？	P11
税率がどちらになるか分からないときは？①	P13
税率がどちらになるか分からないときは？②	P15
● 表示と陳列	
店内飲食とテイクアウトで同じ税込価格にできるの？	P17
わかりやすい売場づくりのポイントとは？	P19
● 従業員教育	
何を、どう教えたら良いの？	P21
お客様からの問合せやクレームに対応するには？	P23
● 区分記載	
今までと同じレシートではダメなの？	P25
● レジ	
区分記載に対応したレシートを発行するにはどうしたらいいの？	P27
● 消費税転嫁対策特別措置法	
禁止されている「買ったたき」ってなに？	P29
他にも禁止行為はあるの？	P31
違反したらどうなるの？(参考事例)	P33
宣伝や広告で気を付けることは？	P35
価格表示で気を付けることは？	P37
● 転嫁対策	
消費税率引上げ後の買い控え対策はどうするの？	P39
価格戦略や資金繰りはどう考えたら良いの？	P41
● IT活用	
POSレジを活用しよう	P43
キャッシュレス・消費者還元事業ってなに？	P45

売場でのチェックポイント

税率がどちらになるかわからないときは？

▶ P.13

店内飲食とテイクアウトで同じ価格にできるの？

▶ P.17

どんなものが「外食」にあたるの？

▶ P.9

わかりやすい売り場づくりのポイントとは？

<イトインのあるお店の場合>

▶ P.20

そもそも消費税ってどんな仕組み？

▶ P.7

わかりやすい売り場づくりのポイントとは？

▶ P.19

お客様からの問合せやクレームに対応するには？

▶ P.23

何を、どう教えたら良い？

▶ P.21

消費税引上げ後の買い控え対策はどうするの？

▶ P.39

正しいレシート発行のためにはどうしたら？

▶ P.27

事務所でのチェックポイント

キャッシュレス・
消費者還元事業って何？
▶P.45

価格戦略や資金繰りは
どう考えたら良いの？
▶P.41

今までと同じ
レシートではダメなの？
▶P.25

「消費税転嫁対策特別措置法」の
主な注意ポイントは？
▶P.29

データ活用で
何ができるの？
▶P.43

消費税率
引上げ後も、
おたくに支払う税込の
販売代金は
据え置きますよ

消費税は
転嫁しません

消費税率上昇分
値引きします

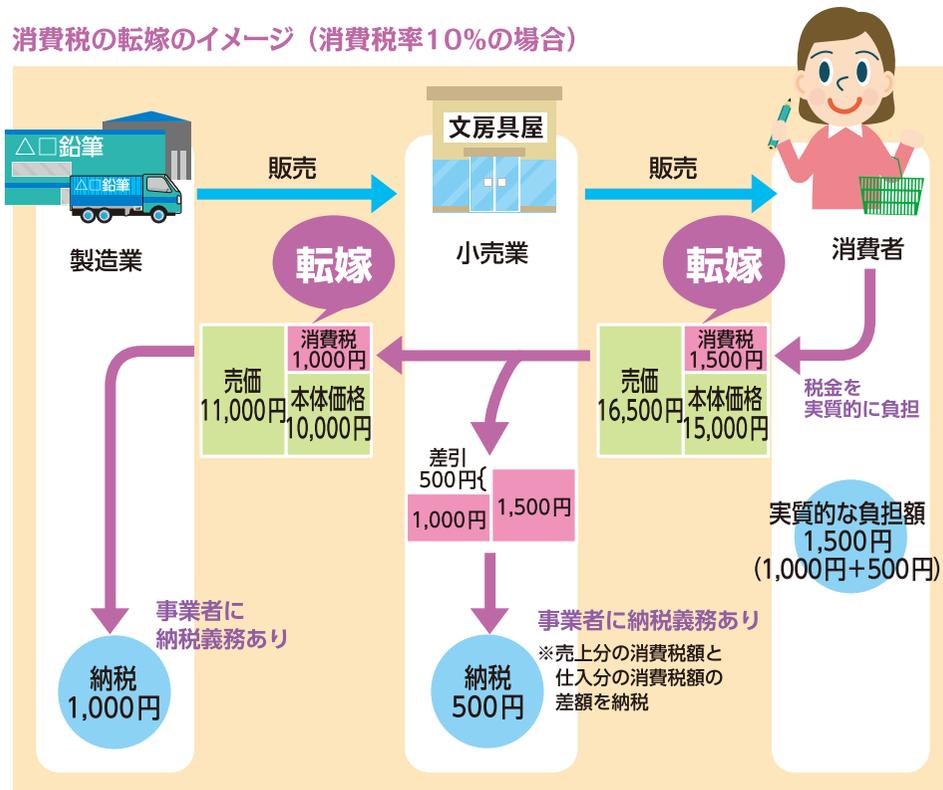
消費税相当分、
次回の購入に利用できる
ポイントを付与します

そもそも消費税ってどんな仕組み？

消費税は預かり金

消費税は取引の各段階で課税され、最終的に消費者が負担することになります。事業者は、消費者から預かった消費税から、自社が仕入などで支払った消費税を差し引いた額を納税します。そのため、価格に消費税を適切に転嫁しないと、利益が減少することになります。

消費税の転嫁のイメージ（消費税率10%の場合）



納税額の計算方法

消費税納税額の計算は、簡易課税などの特別な計算方法を除き、「預かった消費税額－支払った消費税額＝納める消費税額」になり、これを本則課税といいます。

この「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。現状の「区分記載請求書等保存方式」と2023年10月以降の「適格請求書等保存方式」に規定される内容を請求書等に記載しないと、取引先が仕入税額控除を行えなくなる可能性があります。

納税準備

消費税率引上げにより、同じ売上でも納税額は増加します

8%			10%		
	税込	うち消費税		税込	うち消費税
売上	2,160円	160円	売上	2,200円	200円
仕入	1,080円	80円	仕入	1,100円	100円
	1,080円	80円		1,100円	100円

納税額が1.25倍に!

納税額が増えることによって、中間申告制度の対象となる場合があります。その場合、年に複数回に分けて消費税を納めることになり、従来の予定と異なる時期に支出が発生するため、注意が必要です。

預かった消費税はいずれ納税しなければいけないということを認識して、納税資金として運転資金とは別に準備しておくなど、滞納を防ぐための対策も検討しましょう。

軽減税率とは

2019年10月1日の消費税率の10%への引上げと同時に、一部の品目に関して消費税率を8%とする「消費税軽減税率制度」が導入されました。

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食（イートイン）を除く飲食物品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



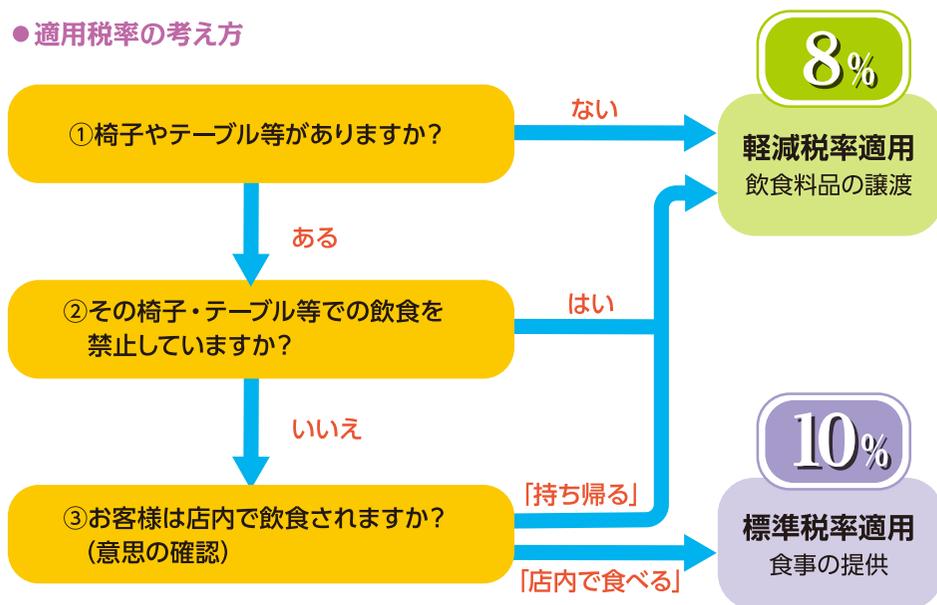
標準税率が適用される「外食」とは？

「外食」は10%

外食（イートイン、ケータリング等含む）は、飲食料品の譲渡ではなく、「食事の提供」となるため、標準税率（10%）が適用されます。「食事の提供」とは、①飲食設備のある場所（場所要件）において、②飲食料品を提供（サービス要件）を提供することです。

一方で、持ち帰り（テイクアウト）は、飲食料品の譲渡となるため軽減税率（8%）が適用されます。

●適用税率の考え方



「持ち帰り」の意思の確認

飲食設備があるお店でも、持ち帰り（テイクアウト）の場合には、設備を利用せず、単なる飲食料品の譲渡となるため、軽減税率（8%）が適用されます。

どちらの税率が適用されるかの判断は、飲食料品の販売の際、お客様に対して、「外食（店内飲食）」か「持ち帰り」かの意思確認を行うことで、判定してください。

なお、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提としているスーパーマーケット等の場合は、「店内にて飲食される場合にはお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で確認することは問題ありません。

「外食」が紛らわしい例

Q 従業員が休憩時間に自社で飲食料品を購入し、従業員用のバックヤードで飲食する場合の税率はどうなりますか？

A 従業員用バックヤードのように、本来は飲食に用いるための設備ではないことが明らかであれば、飲食設備に該当しません。そのため、この場合は軽減税率（8%）が適用されます。

ただし、社員食堂のように、その施設で、社員に飲食料品を飲食させるサービスを行うものは、「食事の提供」となるため、軽減税率の対象にはなりません。

Q フードイベントや縁日の屋台等で飲食料品を提供する場合、税率はどのようになりますか？

A テーブルや椅子など、顧客が飲食するための設備があれば標準税率（10%）が、設備がなければ軽減税率（8%）が適用されます。

なお、飲食料品を提供する事業者が自ら設置したものでもなくとも、設備の管理者との合意等に基づいて、顧客に設備を飲食のために利用させている場合は、飲食設備があるものとして標準税率（10%）が適用されます。

8%

軽減税率（8%）

- ① サービス要件
（飲食料品を提供）
- ② 場所要件に該当せず
（飲食設備がない）



10%

標準税率（10%）

- ① サービス要件
（飲食料品を提供）
- ② 場所要件に該当
（飲食設備がある）



どんなものが「一体資産」にあたるの？

一体資産とは

一体資産とは「おまけ付きのお菓子」「食器と食品をあわせたギフトセット」など、軽減税率対象の商品と対象外の商品を組み合わせ販売する場合、消費税法上で以下のように定義されています。

- ① 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもので
- ② 一の資産としての価格のみが提示されているもの

一体資産は原則として標準税率（10%）が適用されます。なお、次の要件をいずれも満たすものについては、一体資産全体が軽減税率（8%）の対象となります。

- ① 一体資産の販売価格（税抜）が1万円以下かつ
- ② 一体資産の価額のうちに飲食料品の価額の占める割合が2/3以上となるもの

一体資産に該当

8%

〈販売価格〉
10,000円（税抜）

〈飲食料品の割合〉



≧



紅茶パック
フッキー
食器

5,000円（税抜）

≧

2/3

1万円以下かつ飲食料品が2/3以上

10%

カップ入りケーキ



800円（税抜）

ケーキを別売のカップと組合せ、そのカップの価格がケーキの価格の約半分の場合

カップは食器として再利用可能

1/3 <



飲食料品以外が1/3を超える

一体資産に該当しない

一体となっている資産「のみ」ではなく、その内訳が提示されている



10%
ビール 200円

+



8%
惣菜 600円

セット価格 800円（ビール 200円／惣菜 600円）

「あらかじめ」一体となっておらず、お客様が自由に選択できる

家飲みセット 800円



選べる
ドリンク

OR



10%

+

8%

こちらの商品を
よりどり2品で、
特価、500円（税別）



※それぞれの商品ごとに適用税率を判定する必要があります。
※個々の商品の価格が明らかでないときは、適用税率ごとに合理的に区分する必要があります。

8%

例えば、高級果実を桐の箱等の高価な容器に入れて販売するような場合には、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためのみに使用していることが明らかなきは、一体資産ではなく桐の箱も含め飲食料品の譲渡として、軽減税率対象になります。

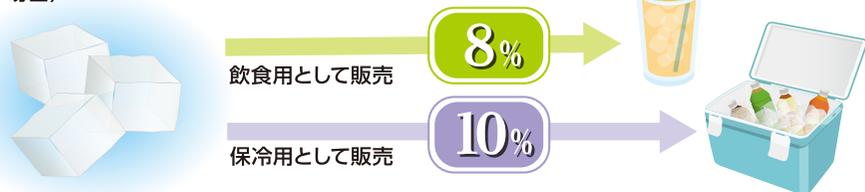


税率がどちらになるかわからないときは? ①

軽減税率(8%)対象品目のまぎらわしい例

軽減税率(8%)対象か標準税率(10%)対象かは、多くの商品を取り扱う小売店にとって、まぎらわしいものも存在します。

飲食用として販売するか否かで、税率が異なるもの(氷の場合)



類似品があるもの

8%

- ・特定保健用食品
- ・エナジードリンク等清涼飲料水

10%

- ・市販の薬
- ・ドリンク剤 等

(医薬品・医薬部外品等のもの)

軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料を指します。例えば、料理酒であっても酒税法に規定する酒類に該当するものは軽減税率の対象外です。一方で、ノンアルコール飲料や甘酒、「酒税法上の酒類に含まれません」と記載のある料理酒などは、「飲食物品」に該当するため、軽減税率の対象となります。

8% 軽減税率 (酒類にあたらない)

- ・みりん風味調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子
- ・ノンアルコール飲料
- ・料理酒(不可飲処置をしたもの)

10% 標準税率 (酒類)

- ・ビール、ワインなどのアルコール飲料
- ・みりん
- ・料理酒(酒類に該当するもの)

こんな場合の税率は?

Q 飲食物品の送料については、軽減税率の適用対象となりますか?

A 飲食物品の譲渡に要する送料は、飲食物品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。
 なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食物品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

送料別		送料込み
3,000円 +税240円	1,000円 +税100円	4,000円 +税320円
食品なので	食品でないので	
8%	10%	8%

※別途販売するギフト用の箱や保冷剤なども、軽減税率の適用対象外です。

Q カatalogギフトを販売する際の消費税率はどのようになりますか。

A Catalogギフトは「ギフトを受け取った人が指定した商品を手配するサービス」であり、掲載商品の内容にかかわらず、標準税率(10%)が適用されます。
 たとえ飲食物品のみが掲載されたCatalogギフトであっても、「飲食物品の譲渡」には該当しません。

10%

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、
 国税庁消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 またはお近くの税務署へお問い合わせください。

国税庁消費税軽減税率電話相談センター[電話番号]0120-205-553

<国税庁ホームページ 税務署の所在地などを知りたい方>

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

税率がどちらになるかわからないときは? ②

Q 飲食料品の出前やケータリングを行う際の消費税率はどのようになりますか。

A そばの出前やピザの宅配(デリバリー)のように、単に飲食料品を顧客の指定した場所に届けるだけであれば、「飲食料品の譲渡」に該当するため軽減税率(8%)が適用されます。

しかし、出張料理やケータリングのように「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」を行う場合(下記①～⑤のいずれかのケースに該当するような場合)は、役務の提供にあたることから、標準税率(10%)が適用されることになります。

顧客が指定した場所で

- ① 食材等を持参して調理を行う
- ② 調理済みの食材を加熱し、温かい状態で提供する
- ③ 飲食料品の盛り付けを行う
- ④ 飲食料品の入っている器を配膳する
- ⑤ 飲食料品を提供するとともに、取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する

8%

そばの出前・宅配のピザなど



10%

出張料理・ケータリングなど



老人福祉施設や学校など、一部例外もあります

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、義務教育諸学校、幼稚園、他いくつかの施設では、上記①～⑤に該当するサービスでも軽減税率(8%)が適用される場合があります。詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

Q 清涼飲料水の自動販売機を設置し、飲料メーカーから販売数量等に応じた販売手数料を受け取っている場合、この手数料の税率はどのようになりますか。

A 自動販売機での販売手数料は「自動販売機を設置させる」という役務提供に対する対価であるため、標準税率(10%)が適用されます。



8%? 10%? 税率判断の事例集

国税庁より、税率判断での紛らわしい事例を、一問一答方式で解説する事例集「消費税軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」が発行されています。

この事例集には、120を超える事例が掲載されている(2019年11月現在)ため、目的の情報を見つけるには、目次ページの活用が便利です。下記を参考に、上手に活用してください。

事例の概要
質問内容

(セット商品のうち一部を店内飲食する場合)

問60 当店はファストフード店ですが、一の商品であるハンバーガーとドリンクのセット商品を販売する際に、顧客からドリンクだけを店内飲食すると思意表示された場合の適用税率について教えてください。【令和元年7月追加】

事例は適宜追加されます
該当のページ番号

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm

軽減税率Q&A個別事例

検索

店内飲食とテイクアウトで同じ税込価格にできるの？

税込販売額を同じにすることはできるの？

事業者の判断により、同じ商品であっても店内飲食用とテイクアウト用とで本体価格を調整することで、結果的に税込価格を同じにすることができます。そのメリットとしては、お客様の支払額が同じであることにより、レジでの混乱を防ぎ、不慣れな従業員でも対応がしやすくなります。



本体価格の調整

以下のように店内飲食用とテイクアウト用とで本体価格を調整することで税込価格を同じにすることが可能です。

	店内用コーヒー	テイクアウト用コーヒー
本体価格	364円	371円
税(10%)	36円	29円
販売価格	400円	400円
税抜価格	364円	371円
消費税	36円	29円
店内飲食		テイクアウト

本体価格の調整例

- 店内飲食の本体価格を低く設定
 - ・提供する飲食料品の品数、量の削減 など
- テイクアウト等の本体価格を高く設定
 - ・出前の配送料分のコスト上乘せ
 - ・箸や容器等のコスト上乘せ など



注意点

- お客様から問われた際に、合理的な説明が必要
 - ・テイクアウトや出前の本体価格を高く設定している場合「出前の配送料分のコストを加味し同価格としております」「箸や容器等のコストを加味し同価格としております」
- 転嫁阻害表示に注意(消費税転嫁対策特別措置法)
 - 「消費税増税分値引きします」「消費税は転嫁しません」といった、消費税を正しく転嫁していないような表示は禁止されています。(P35参照)
- 納税額の計算上、どちらの税率で販売したかを区別して記録することが必要



価格表示例

お客様の誤認を防ぐため、あらかじめ店内掲示・メニュー表等で、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じである理由を表示しておくことも一案です。

メニュー	
	(税込)
コーヒー	400円
カフェラテ	500円
紅茶	450円

※当店では店内飲食とテイクアウトの税込価格は「テイクアウト」のフォークや容器等包装費用を加味し、同価格としております。

わかりやすい売場づくりのポイントとは？

商品の陳列や棚札・POPも工夫しましょう

軽減税率制度に合わせた税率がわかりやすい商品陳列とPOP表示を行いましょう。お客様や従業員に税率の違いを明確に見せることで、お客様からの問い合わせや従業員のミスを防ぐことに繋がります。



<税率が混在する具体例>

- 酒類と飲食物品
(お酒とお水やおつまみ等)
- ノンアルコール飲料と酒類
- エナジードリンク等清涼飲料水と医薬部外品等のドリンク剤
- 特定保健用食品と市販の薬
- その他食品と飲食物品の関連販売などで混在する場合



この棚の商品は消費税率8%です。



消費税率によって棚札にシールを貼る など



消費税率によって棚札の色を変える・外枠に色を塗る など

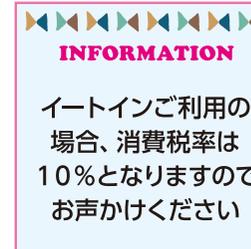


イートインのあるお店の場合

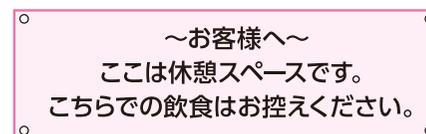
お客様が店内で飲食する場合、飲食物品でも消費税率は標準税率(10%)が適用されます。お客様の意思を確認する、案内のPOPを掲示するなどの対応が必要です。



<POP例>



<POP例>



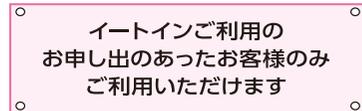
また、現在のイートインスペースはどのように運営されているか確認しましょう。飲食での利用頻度が低いようでしたら、POP等の掲示により「休憩スペース」とし、飲食での利用は中止する事も一案です。

イートインとテイクアウトの差別化

イートインスペースを併設したお店では、利用の際に正しく標準税率(10%)で購入したお客様が不公平と感じないように、以下の工夫をしましょう。

<イートイン差別化の具体例>

- ・レジで立札等を渡したお客様のみ利用可能とする
- ・イートイン利用の場合はレジ袋には入れずトレイや食器等にのせる、容器の色を変える
- ・イートイン商品と持帰り商品でメニュー内容を変える(増量、盛り付け、セットメニューなど)
- ・店内に「イートインご利用のお申し出のあったお客様のみご利用いただけます」などと明記する



持ち帰りの場合



イートインの場合



何を、どう教えたら良いの？

従業員教育の必要性

お客様の問合せに対して応答が統一されないと、お客様に迷惑が掛かり、クレームにもつながります。全従業員が正しく答えられるよう、勉強会の時間を確保しましょう。勤務時間の短いアルバイトの方でも必要な知識は同じです。また、新しく従業員を採用する都度、教育を行いましょ。



必要な主な教育内容

- 軽減税率制度について（対象品目や持ち帰り・イートイン）の理解
- レジ操作の確認
- 接客対応（問合せへの対応と説明の仕方）を共有
- 消費税転嫁対策特別措置法で禁止された行為を防止するため、同法の重要な部分を共有（P29～38参照） など



準備すべきこと

- テキストやマニュアルの作成
- お客様への説明資料の作成
- 勉強会の実施
- ロールプレイング（役割演習）とケーススタディ（事例研究） など



ロールプレイングの内容と実施方法

知識を学んだだけで、お客様へ丁寧にわかりやすく説明することはなかなかできません。ロールプレイングを行い実際に説明する練習をしましょう。

ロールプレイングの内容

- 軽減税率制度に関するお客様からの問合せ対応
- イートイン利用の意思確認の方法・手順
- 返品・返金処理
- レジ操作方法 など



ロールプレイングの実施方法

- 自社の状況に則した設定づくりをする
- 店員、お客様、観察者という役割を明確化させる
- 改善点だけでなく良かった点も含めて、気づいた点を詳細にフィードバックする



ケーススタディの実施

自社で起こり得る問題を想定し、対応を検討しましょう。

例 「持ち帰り」と言ったのに、店内で食べてしまう場合はどうする？



あのお客様、持ち帰りって言ったから8%でレジを打ったのに、お店の中で食べてしまっているわ…

販売時点でお客様の意志を確認し適用税率を判定します。その後店内で飲食したとしても税率の変更は不要です。

お客様からの問合せやクレームに対応するには？

お客様からの問合せへの対応

税率や軽減税率制度に関する問合せに対して、なるべく簡潔に、分かりやすく回答するよう心がけましょう。一般的には、「～の消費税率は〇%です。理由は××だからです。」のように、結論を先に答えてから説明すると、伝わりやすいとされています。

問合せ内容やお客様の状況・希望に合わせて、理由を詳しく説明したり、何%といった税率だけをお伝えするなど、臨機応変な対応を心がけましょう。

<問い合わせ対応 具体例>

Q 店頭のこの新聞は消費税率8%ですか？

A 消費税率は10%です。店頭の新聞は定期購買契約に基づくものではないので、軽減税率の対象になりません

Q ペットフードの消費税率は何%ですか？

A 消費税率は10%です。「ペットフード」は食品表示法に規定される飲食物品ではないので、軽減税率の対象になりません

10%です

8%です

お客様からのクレーム対応

標準税率対象(10%)の商品を軽減税率対象(8%)と勘違いしたまま問合せしたお客様に対し、対応した従業員によって違う対応やたらい回しなどをしてしまうとクレームに発展する場合があります。クレームになってしまったら、丁寧な対応を心がけることはもちろん、今後の再発防止に努めることも大切です。

<クレーム発生時の対応例>

対応の一例

- まずはおお客様の心情を察し受け止める
- お客様の状況や勘違いの原因を傾聴する
- お客様を肯定し怒りを鎮めてから、正しい消費税率や理由等を説明する



<クレーム予防・再発防止にむけた取り組み>

● 業務知識・対応の一元化

具体案の一例

- 軽減税率制度や転嫁対策についての勉強会の開催
- 「クレーム対応マニュアル」をつくり、社内・職場内で共有
- 実際のクレーム事例を用いたロールプレイングの実施 など



● 業務担当者を明確にしましょう

役割についての一例

- 対応する従業員へ負担を集中させないための二次対応者
- 業務担当不在時にクレームが発生した場合の、事前・事後の連絡フローの確立 など

今までと同じレシートではダメなの？

区分記載請求書等の発行が必要

2019年10月1日より、事業者が発行する請求書・見積書・領収書（レシート含む）を「区分記載請求書」と呼ばれる形式で発行することが必要になりました。

具体的には、これまでの請求書などの記載事項に加え、「商品が軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した金額」の記載が必要となります。

※ただし、軽減税率対象品目の取扱いが無い事業者の場合、従来の請求書などから記載を変更する必要はありません。

区分記載請求書の例

記号・番号等を使用した場合の記載例

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日

11月分 131,200円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
∴	∴	∴
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)

同一請求書内で、消費税率毎に商品を区分する場合の記載例

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日

11月分 131,200円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
∴	∴	∴
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事(株)

※上記の他、税率ごとに請求書等を分けて発行することも可能です。

区分記載請求書は仕入税額控除のために必要です。



自らが仕入税額控除の適用を受けるため、仕入先から請求書等の交付を受けて保存する必要があります。

販売先が仕入税額控除の適用を受けるため、販売先から請求書等の交付を求められる場合があります。

レシート・領収書の例

「①軽減税率の対象品目である旨」「②税率ごとに合計した金額」の2点が記載されているか、しっかり確認しましょう。

〇〇スーパー
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇
領収書
2020年4月1日

- *ベーコン ¥270
- *ネギ ¥108
- *ヤマイモ ¥324
- ワイン ¥880

10%対象 ¥880
8%対象 ¥702
合計 ¥1,582

*は軽減税率(8%)対象商品

①軽減税率の対象品目である旨

②税率ごとに合計した金額

八百〇
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇
2019年11月1日

領収書

野菜※	¥108
野菜※	¥972
雑貨	¥330
合計	¥1,410
(10%対象)	¥330
(8%対象)	¥1,080

お預り ¥1,500
お釣り ¥90
※印は軽減税率対象商品

八百〇
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇
2019年11月1日

領収書

部門01※	¥500
部門02※	¥980
部門03	¥1,500
合計	¥2,980
(10%対象)	¥1,500
(8%対象)	¥1,480

お預り ¥3,000
お釣り ¥20
※印は軽減税率対象商品

多数の商品を登録できないようなレジの場合は、商品の一般的な総称で差し支えありません。(例:「野菜」「肉」「食品」「飲料品」など)

上記のような「部門1」の表記の場合、取引の内容が記載されているとは言えず、一般的には記載事項を満たしていません。

区分記載に対応したレシートを発行するにはどうしたらいいの？

確認すべきこと

まだ軽減税率対応レジを用意していない場合、以下を順に確認してみましょう。

STEP 1

現在使用しているレジ業者に、複数税率に対応ができるか問合せましょう



STEP 2

レジが複数台あるのなら、それぞれの販売税率ごとに使用するレジを変える方法もあります。イートイン&テイクアウトで税率の変わるような店の場合に有効です。



STEP 3

モバイルPOSレジなど、対応レジを導入する
手持ちのタブレット端末やスマートフォンを活用することも可能です。



モバイルPOSレジなら
導入費用も少ない!

STEP 4-1 商品点数が少ない場合

- ①全商品を税込価格で登録
- ②軽減税率対象商品名にマークを付ける
- ③発行されるレシートまたは領収書に上記マークの商品は軽減税率対象商品である旨の記載を印字、手書き、スタンプなどで表示する
- ④各税率ごとに商品価格を合計し、レシートに手書きする

※イートイン・テイクアウトで税率が異なる商品の場合、別の商品として登録する。

〇〇スーパー	
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇	
領収書	
2020年4月1日	
*ベーコン	¥270
*ネギ	¥108
*ヤマモ	¥324
ワイン	¥880
10%対象	¥880
8%対象	¥702
合計	¥1,582
*は軽減税率(8%)対象商品	

手書きする

各税率の合計を求めるために、
電卓を用意するの一手ね



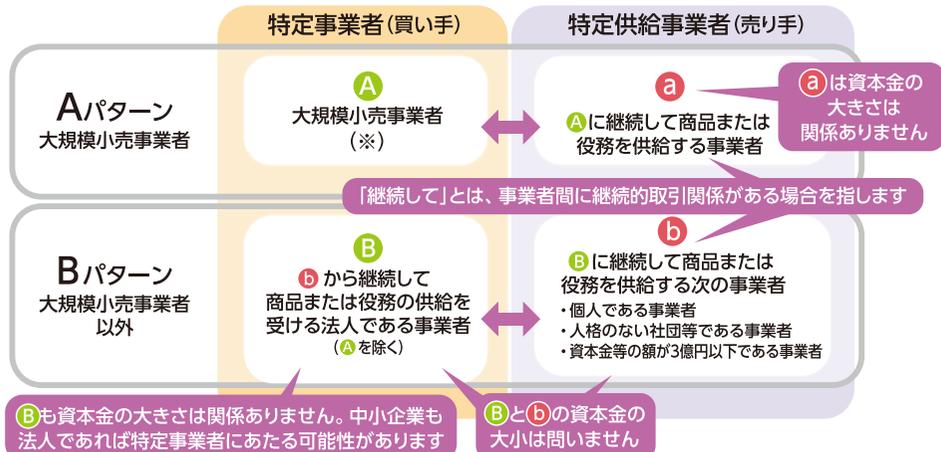
STEP 4-2 商品点数が多い場合、日々価格変動がある場合

- ①商品カテゴリのみ設定
- ②軽減税率対象商品のカテゴリ名にマークを付ける
- ③売上登録時、対象カテゴリを選択後、商品の税込価格を手入力し登録
- ④発行されるレシートまたは領収書に上記マークの商品は軽減税率対象商品である旨の記載を印字、手書き、スタンプなどで表示する
- ⑤各税率ごとに商品価格を合計し、レシートに手書きする

禁止されている「買ったたき」ってなに？

対象となる事業者

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者（買い手）が、特定供給事業者（売り手）から受ける商品または役務の提供に関し、消費税の価格への転嫁拒否などの行為を禁止しています。規制の対象となる「特定事業者」と保護の対象となる「特定供給事業者」は2つの組み合わせで決まります。



(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者で、前事業年度における売上高が100億円以上である者(もしくは一定規模の店舗面積のある店舗を有する者)をいいます。

買ったたき

転嫁拒否などの行為の中で、最も違反例が多い類型が「買ったたき」です。中小企業は、買ったたきを「行う側」、「受ける側」のどちらにもなる可能性があります。

具体例1 消費税引上げ後も税込価格を据え置いた

消費税率の引上げ分は
上乗せしないよ



引上げ分の上乗せがないと
資金繰りが苦しいなあ
でもお客様には
強く言えないなあ

※仮に、消費税引上げの申出がなくても、消費税率引上げ分の支払いが必要です。

具体例2 「消費税込み」と賃貸借契約書に記載されている場合

テナント賃借人(買い手)

賃貸人(売り手)



契約書に「消費税込み」と
書いてあるから、
増税後も賃料額に
変更はないですよ



確かに「消費税込み」と
書いてあるけど…

※賃貸借契約書に、賃料〇〇〇〇円(消費税込み)と記載されていても、増税後は、増税分の消費税を含めた金額を支払わなければなりません。

具体例3 消費税率引上げに伴い安売りセールを実施するため、仕入価格を据置いた

「2%引きセール」するから、
仕入れも2%下げたね

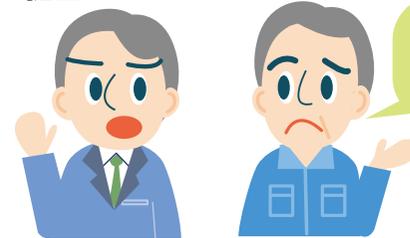


安売りセールの話は、
納入業者側には全く
関係ない話ですよ

※安売りセールを実施するとしても、納入業者へのしわ寄せがあってはなりません。消費者と納入業者は分けて考える必要があります。

具体例4 販売する食品の税率は8%のままなので10%適用商品の仕入価格を据置いた

8%で売る商品だから、
仕入れも8%しか
払わないよ



食品の包装材料の
消費税率は
10%ですよ

※自社が販売する商品が軽減税率(8%)の対象品目であることを理由に、標準税率(10%)の対象商品の仕入価格を据置くことは許されません。

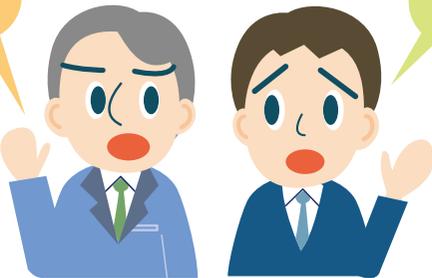
他にも禁止行為はあるの？

減額

減額とは、買い手が、合理的な理由なく、消費税引上げ分の全部または一部を、事後的に減額して支払うことを意味します。

消費税率引上げ分は一部しか支払わないから！

何の理由もないのに、消費税引き上げ分を減額されても困ります



※商品に瑕疵（欠陥）がある場合や納期に遅れた場合などの合理的な理由がなければ、たとえ少額であっても減額することは認められません。

商品購入、役務利用、利益提供の要請

消費税の引上げに応じる代わりに、売り手に商品を購入させたり、サービスの利用を求めたりすることも認められません。

無償で付替えよろしくね

値札の付替えは人手がかかるのに困るなあ



※値札の付替え作業を要求したり、値札変更が簡単にできる特別な値札を要求することは、利益提供の要請に該当し、禁止されています。

本体価格での交渉拒否

価格交渉時に、売り手が本体価格での価格交渉を申し出た場合、買い手はその申し出を拒んではいけません。

うちは税込価格の見積書しか受け取らないよ

本体価格が記載できないから、本体価格を値上げしたくても、交渉が難しいなあ



※税込金額しか記載できない様式での見積書提出を求めるなど、本体価格での価格交渉を困難にさせる行為も違反になるため注意しましょう。

その他、注意すべきこと

売り手が免税事業者であっても、特定供給事業者に該当する場合がありますので、消費税率引上げ分を支払う必要があります。

また、弁護士や税理士に対する顧問料など、本業以外の支払いについても、消費税率引上げ分を支払う必要がありますので、注意が必要です。

転嫁拒否等の行為を受けた場合には？

転嫁拒否等の行為をすれば、公正取引委員会などの調査（報告徴収、立入検査等）、指導を受ける可能性があります。重大な違反行為であれば、公正取引委員会による勧告や事業者名などが公表される可能性もあります。

転嫁拒否等の行為を受けている場合、公正取引委員会に報告するなどして対処すると良いでしょう。

報告したことで不利益な取り扱いすることも、報復行為として禁止されていますから、安心してください



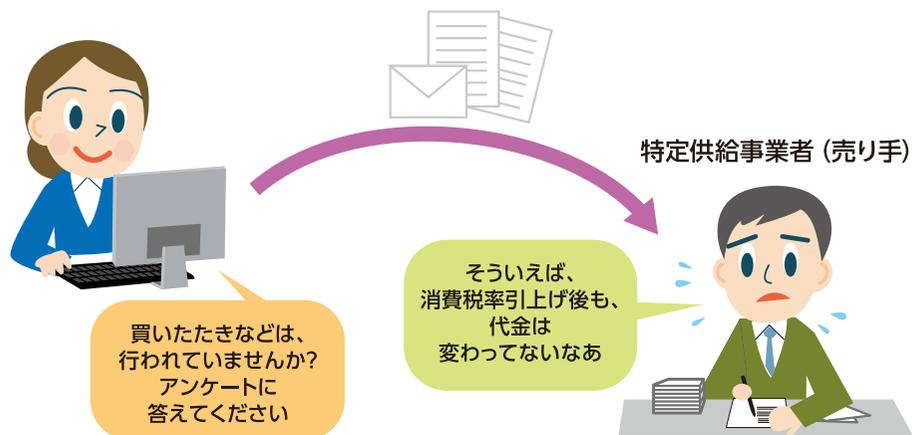
公正取引委員会 相談専用窓口

TEL 03-3581-3379

違反したらどうなるの?(参考事例)

公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、転嫁拒否等の行為を防止するために、相談窓口を設けるだけでなく、事業者および事業者団体に対するヒアリング調査、移動相談会、書面調査などを行い、転嫁拒否等の行為が行われていないのか、積極的に調査しています。



実際の勧告事例

特定供給事業者のアンケートの回答から、公正取引委員会による調査がなされ、重大な違反の場合、勧告・公表されることがあります。

事例1(端数切捨ての事例)

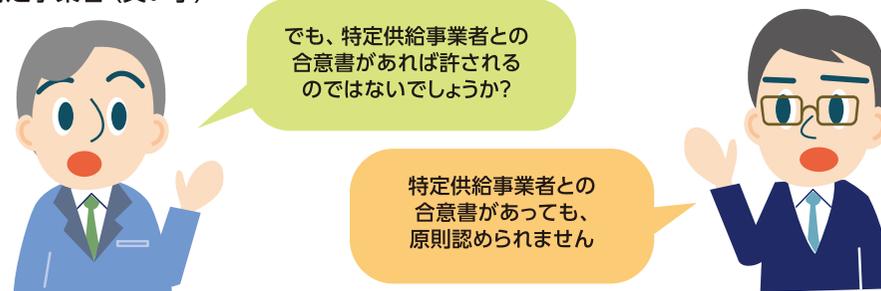
特定事業者	食品、日用品等の小売業者
取引の内容	食品、日用品等の仕入
違反行為	納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体、価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込価格に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。(買いたたき)
求められた支払い額	特定供給事業者431名に対し、総額2億1377万3295円の支払いを求められた。

事例2(減額および賃料据置き的事例)

特定事業者	食品、衣料品および住居関連商品の小売業
取引の内容	食品、衣料品および住居関連商品の仕入れ 駐車場の利用
違反行為	商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 (減額) 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据置いて支払った。 (買いたたき)
求められた支払い額	特定供給事業者156名に対し、総額5047万9693円の支払いを求められた。

合意書がある場合は?

特定事業者(買い手)



例えば、小売業者(特定事業者)が、納入業者(特定供給事業者)に対し、納入価格の引下げ要請を行い、納入業者との間で合意書を交わしていても、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めていれば、合理的な理由がない限り、「買いたたき」になります。

納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念して納入価格の引下げ要請を受入れざるを得ず、そのために合意書を締結したということであれば、合理的な理由はあるとは認められません。

宣伝や広告で気を付けることは？

転嫁阻害の表示

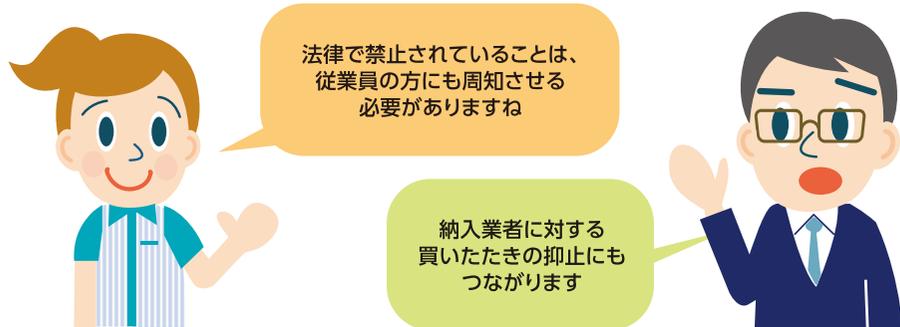
転嫁阻害の表示とは、あたかも消費者が消費税を負担していない、またはその負担が軽減されているかのような誤認を与える表示を意味します。



転嫁阻害の表示が禁止される理由

「消費税率引上げ分を値引きする」などの転嫁阻害の表示は、一見すると、消費者に大変有利な表示です。

しかし、消費税とは、最終的には消費者が負担し、事業者が納付するものです。消費者に対して適切に消費税を転嫁させるために、事業者が消費税分を値引きするなどの宣伝や広告を禁止しているのです。



禁止されていない表示例

転嫁阻害の表示が禁止されていても、事業者の企業努力による価格設定自体を制限するものではありません。そのため、宣伝や広告の表示全体から見て、消費税が客観的に明らかな場合でない以下のような表示であれば禁止されていません。



- 春の生活応援セール
- 新生活応援セール
- 2%の値下げをしています。
- 2%ポイント還元をします。

毎月20日は全品8%割引セール
(10月1日から消費税率は10%になりました。)

禁止されている表示例

「消費者が消費税を負担していない」と、あたかも誤認させるおそれのある以下のような表示には注意が必要です。

- 「消費税は当店が負担しています」⇒
- 「消費税額はサービスします」⇒
- 「消費税分は勉強させて頂きます」⇒
- 「消費税相当分のお好きな商品を2つお付けします。」⇒

- 税率引上げ分2%値下げ ⇒
- 税率引上げ対策、10%還元セール ⇒



価格表示で気を付けることは？

総額表示義務の特例

消費税法では、消費者に誤認を与えないよう、税込価格を表示すること（総額表示）が規定されています。

しかし、総額表示の場合、たとえ税抜価格が変わらずとも消費税率引上げによって値上がりした印象を消費者に与え、購買意欲が削がれかねないこと、また、事業者側で値札貼替作業の多大な負担が生じることから、2021年3月末までは、特例として「税抜価格の併記」「外税表示」も認められています。

特例※

表示方法	メリット	デメリット
税込価格のみ表示 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額が明確 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が強い 価格表示の変更作業が発生
税抜・税込価格の併記 <small>(税抜価格の強調表示)</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 支払総額(消費税額)が明確 	<ul style="list-style-type: none"> 価格表示の変更作業が発生
外税表示 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 価格表示の変更作業が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額がわかりにくい 消費税額の把握が困難

(※) 消費税転嫁対策特別措置法により2021年3月31日まで認められている特例

誤認防止措置

単に税抜価格のみを表示（外税表示）すると、表示された価格が税込価格だと消費者が誤認する恐れがあることから、このような誤認を防止するための措置を取ることが必要です。

消費者が商品等を選択する際に、支払う価格を明瞭に認識できる表示でなければなりません。例えば、以下のような表示をする必要があります。

- ① 個々の値札で、税抜価格であることを明示する。
- ② 消費者が商品等を選択する際、目に付きやすい場所に、一括して税抜価格であることを明示する。

店内の掲示例

当店の価格は
全て税抜表示と
なっております。

誤認防止措置として不十分な例

以下のような例は、消費者が商品を選択する際に明瞭に認識できないため、誤認防止措置としては十分でないと考えられます。税抜表示を選択する場合、消費者への誤認を与えないかどうか、事業主の方が自ら注意深くチェックする必要があります。

誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われている ⇒ **×**

商品カタログの申込用紙だけに記載されている ⇒ **×**

オンラインショッピングにおける決済画面にだけ記載されている ⇒ **×**

税抜価格であることが、消費者の方に明白である必要がありますね



有利誤認表示に該当し得る例

税抜価格と税込価格を併記し、税抜価格を強調して表示することは認められていますが、税込価格が消費者にとって見づらく、税抜価格が税込価格であると誤認される恐れがある場合、景品表示法が禁止する有利誤認表示に該当する可能性があります。

大きさが問題

×

10,000円
(税込10,800円)

文字間余白が問題

×

10,000円
(税込10,800円)

色が問題

×

10,000円
(税込10,800円)

特例が認められる期間

消費税転嫁対策特別措置法による総額表示義務の特例が認められるのは2021年3月31日までです。特例終了後は、取引価格を表示する際、総額表示にする必要があります。

消費税率引上げ後の買い控え対策はどのような?

販売促進策を強化

お客様が買いたくなるような工夫をすることで、買い控えに対応しましょう。

- お客様の感情に訴える演出やPOP掲示

パートさん
おすすめ!



さっぱりしてて腹持ちがいい!
忙しい方の朝食におススメ
○○フルーツ
108円



- 接客の強化

お客様への相談対応・提案を強化

- 年間イベントや店舗周辺の行事などに合わせた演出や品揃え、売場作り

<例：地域のお祭りに合わせた売場>

<例：クリスマスグッズ売場>



ストアコンセプトの見直し

ストアコンセプトとは、お店の魅力そのものでありお客様が訪れる理由です。日々の販売活動が「コンセプトが合致しているのか」、お客様の反応や販売データと比較し、ズレが生じていればストアコンセプトを見直して変更していくことも必要です。

ストアコンセプト設定の3つの視点

ターゲットを絞り込み明確にするほど、品揃えや販売促進策が定まりやすくなります。

誰に

- <ターゲット>
- どんなお客様の
 - どういうニーズに対して

何を

- <品揃え計画>
- どんな商品を

どのように

- <販売促進策>
- どういう売り方で、提供するのか
 - どんなお店・どんな顧客、それにあつた販売促進策



新商品・新サービスの導入や新商品開発

新商品の導入

ストアコンセプトに則した商品導入を検討しましょう

- ・以前よりお客様から要望があつた商品
- ・お客様の利用シーンにあわせた品揃え強化
- ・メイン商品の品揃えの強化 など



新サービスの導入

お客様にとって利便性の向上するサービスの導入・拡充も

- ・お客様の自宅までの配送サービス
- ・電話注文対応・予約対応
- ・ギフトラッピングサービス
- ・営業時間の変更 など



新商品開発 (飲食店)

- 消費税率8%のテイクアウト商品の開発

中食を見据えた惣菜類の商品開発により、テイクアウト商品の売上増加を図りましょう。



- 消費税率10%の店内食商品の開発

店内飲食メニューの高付加価値化や、新商品の開発により、店内飲食の需要喚起に繋げましょう。



NEW!
食べやすい
ハーフサイズ
¥450

量を工夫した
開発

NEW!
亭主のごだわり!
10時間煮込んだ
絶品デミソースの
オムライス
¥850

価値を高めた
開発

価格戦略や資金繰りはどう考えたら良いの？

税込価格の据置きは実質値下げ

消費税率引上げ後も、旧税率8%の時と同じ税込価格のままに据置くと、売上・利益が目減りし、値下げをしているのと同じこととなります。まずは10%の消費税率を、価格にきちんと反映させることを前提として考えましょう。

消費税率8%の場合

売上(税込)	20,000円
売上(税抜)	18,519円
消費税	1,481円
仕入(税抜)	13,000円
利益	5,519円
利益率	29.8%

消費税率10%になっても販売価格を据置いた場合

売上(税込)	20,000円	売上 1.8%ダウン
売上(税抜)	18,182円	
消費税	1,818円	利益 6.1%ダウン
仕入(税抜)	13,000円	
利益	5,182円	利益率 4.4%ダウン
利益率	28.5%	

価格見直しのイメージ

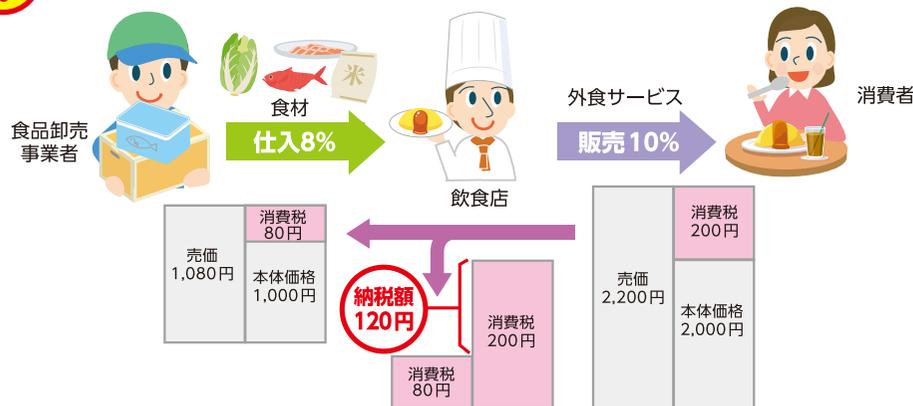
消費者の購買意欲減退などの威力を考慮し、「事業全体で適正な利益を確保すること」を目標として、売上を確保するための方策を考えましょう。

価格見直しイメージ(店内飲食での例)

	定番のシチュー	人気のカレーライス	裏メニューのピザセット	新メニューのスタミナセット
8%	1,000円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 741円(本体価格)	900円(税込) 834円(本体価格)	
10%	1,018円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 728円(本体価格)	1,050円(税込) 955円(本体価格)	1,200円(税込) 1,091円(本体価格)
	税率どおり転嫁	集客のため販売価格を据置	減収分を確保するため値上げ	新商品を開発して新たな価格設定

8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合(飲食店などの場合)

! 消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる。



売上2,000円、仕入1,000円の場合

	8%	10%	
税込	うち消費税	税込	うち消費税
売上 2,160円	160円	売上 2,200円	200円
仕入 1,080円	80円	仕入 1,080円	80円
1,080円	80円	1,120円	120円

仕入額は変わらない

納税額が1.5倍に!

10%で仕入れて8%で販売する事業者の場合(農家などの場合)

農家などの仕入については、種苗費・肥料費など軽減税率の対象品目に該当せず10% (標準税率) になります。その一方で売上については、米・野菜・果実など食料品に該当し、8% (軽減税率) の適用対象となります。これにより、10%引上げ後の消費税の納税額は少なくなりますが、仕入先へ支払う消費税額が増加するため、日々の資金繰りは厳しくなります。

免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入れ・諸経費の支払い時に消費税を含んだ額を支払っていることから、支出金額が増加します。免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。



POSレジを活用しよう

POSレジとは？

POSレジとは、販売額の計算やレシートの印字などを行うレジ端末に、販売データをリアルタイムで集計するPOSシステムを搭載したものです。

POSレジを導入することで、「いつ、どの商品が、いくつ、いくらで売れたのか」といったデータを、販売時に迅速かつ正確に把握することが可能になります。

POSデータから購買傾向を把握して役立てよう

お客様のニーズにきめ細かく対応した商品開発を行う場合、POSデータの有無は販売戦略の制度を大きく左右します。

また、POSデータの記録から、お客様がいつ、どのような商品を、どのような組み合わせで購入しているのかなどを把握することができます。

活用例

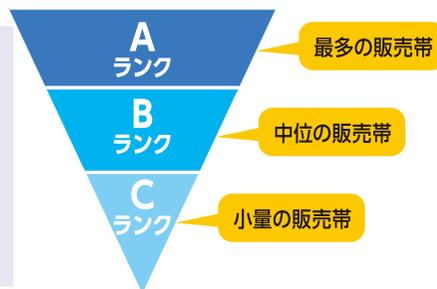
- 缶詰を2個以上買うお客様が多い
⇒ **2個以上まとめ買いしやすい売り場にする**
- 野菜とドレッシングを同時に買うお客様が多い
⇒ **野菜売り場にドレッシングも一緒に陳列する** など

取扱商品の検討

現在の品ぞろえは、「お客様のニーズやストアコンセプトに合っているか?」「適正な利益を確保できるか?」なども、POSデータを元に分析できます。POSデータを分析し、自社の販売戦略・経営計画を立てましょう。

商品検討の具体例

- 「低利益商品」の取扱いを廃止することで、店舗全体の利益が向上します。
- 「死筋商品」の取扱いを廃止することで、バックヤードや売場内に余裕が生まれ、新商品の取扱いを検討することができます。



導入が容易なモバイルPOSレジ

近年では、タブレット端末などに専用のアプリをインストールすることで、POSレジとしての機能を持たせる「モバイルPOSレジ」の普及も進んでいます。

モバイルPOSレジであれば、手持ちのタブレット端末があればそれを流用可能であったり、サービスによっては専用アプリを無料で利用可能であったりするなど、端末が高価な既存のPOSレジに比べて、低コストで導入することが可能です。

更に、モバイルPOSレジは、キャッシュレス決済端末やクラウド会計ソフトとデータを連携することができるため、販売時の決済から会計帳簿への記入といった一連の流れを自動で行い、業務の効率化やミスの軽減につなげられるほか、売上状況や購買行動の傾向などを細やかかつリアルタイムに把握でき、販売戦略の立案に役立てることが可能になります。



ポイントは「データの一元化」

「データの打ち直し」にはミスがつきものです。例えば、売上の情報を会計ソフトに手入力していると、入力ミスで合計が合わなくなり、入力に加えて修正の手間が生じ、多大な時間を要してしまいます。

モバイルPOSレジとクラウド会計を導入し、POSデータが帳簿に自動で連携されるようにするなど、データの一元化を進めることで業務効率をあげることができます。

売上などのデータを
入力し直さなくて良いので、
ミスが減りました!



キャッシュレス・消費者還元事業ってなに？

事業概要

キャッシュレス・消費者還元事業とは、消費税率引上げ後の、購買意欲低下による景気の落ち込み防止と、事業者の生産性向上、消費者の利便性向上を目的に、キャッシュレス決済をした消費者に対してポイントを還元するとともに、事業者に対して決済端末導入費用や決済手数料の負担を補助する事業です。

事業実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日

登録申請期限 2020年4月末まで

参加には「登録」が必要

本事業に参加するには、決済事業者を通じた登録申請が必要です。既にキャッシュレス決済を導入している事業者でも、本事業への参加には改めて登録が必要です。契約している決済事業者に確認しましょう。本事業の対象となる中小企業の要件など、詳細は本事業の公式サイトを確認してください。

キャッシュレス・消費者還元事業
<https://cashless.go.jp> 専用ダイヤル：0570-000655

本事業参加のメリット

メリット 1 端末導入費用の負担なし！
 端末本体と設置費用などが無料。



メリット 2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下！

※決済手数料を上限3.25%に減免&1/3を補助



メリット 3 消費者還元で集客力UP!
 消費者に5%または2%のポイントを還元



キャッシュレス決済を導入すると？

キャッシュレス決済の導入は、消費者にとっての利便性向上だけでなく、事業者にとっても業務効率化につながる下記のようなメリットがあります。

現金管理の手間を削減

現金決済の場合、レジ締め時の現金カウントや誤差が出た際の原因追及、釣り銭の準備や銀行への預金といった手間や、盗難のリスクが発生します。

キャッシュレス決済の場合、お金のやり取りがデータで処理されることから、現金決済で生じるような手間がなくなり、売場・経理とも業務の効率化につながります。

会計業務の削減や付加価値の向上が可能

キャッシュレス決済ではお金のやり取りがデータで処理されることから、会計ソフトなどにデータを共有することが可能です。データを自動で共有するよう設定すれば、帳簿に転記する手間や誤記のリスクを削減できます。

更に、キャッシュレス決済とモバイルPOSレジ、クラウド会計をあわせて導入することで、資金・売上・顧客動向等をきめ細かくリアルタイムに把握することが、比較的低コストで可能となります。これによって経営判断やマーケティング・販売の質を高め、売上や利益向上等による「付加価値の向上」を図ることも可能です。

集客への活用

消費者にとっては、キャッシュレス決済には「現金を持ち歩かずに済む」「支払い時間が短縮される」「ポイントが付与される」といったメリットがあるため、キャッシュレス決済が可能であることが、購入先として選ばれたり、若者や外国人観光客といった新規顧客開拓のきっかけにもなり得ます。

また、キャッシュレス決済のうち、スマートフォンと二次元バーコードを利用して決済するアプリ決済には、消費者が決済アプリ内から近隣の店舗を探せる機能を持つものや、事業者が過去に決済した消費者に対してセール情報などの広告を送信できる機能を持つものもあるため、集客に活用することが可能です。



今すぐ確認！ 消費税軽減税率制度対策

発行日：2019年12月 初版

発行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。